

# 要 望 書

令和8年1月

沖 縄 県



知 基 第 267 号  
令和 8 年 1 月 8 日

防衛大臣

小泉 進次郎 殿

沖 縄 県 知 事 玉 城 デ ニ ー

## 要 望 書

貴職におかれましては、沖縄県における基地問題の解決のため、平素から格別の御理解と御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

戦後80年、本土復帰53年を経た今もなお、国土面積の約0.6パーセントに過ぎない沖縄県に在日米軍専用施設面積の約70.3パーセントが集中するなど、県民は過重な基地負担を強いられ続けています。

航空機事故や日常的に発生する航空機騒音、自然環境の破壊のほか米軍人等による事件・事故などが、米軍基地と隣り合わせの生活を余儀なくされている県民に大きな不安を与えています。

嘉手納飛行場では、外来機の度重なる飛来による航空機騒音の激化に加え、令和4年11月からは、F-15C/D 戦闘機の退役に伴うF-22戦闘機等の暫定配備が開始され、100デシベルを超える騒音が幾度も発生しており、また、特に騒音が激しいとされるF-35A戦闘機の飛来により、周辺住民の基地負担はさらに増大しております。

米軍基地問題を抜本的に解決するためには、米軍基地の整理・縮小、日米地位協定の見直しを進めることが重要であると考えております。

米軍基地の整理・縮小については、「再編実施のための日米のロードマップ」及び「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」に基づく在沖海兵隊の国外移転及び嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還を確実に実施していただくとともに、これまでの基地の整

理・縮小の検証及び基地負担軽減の検討のための協議の場を設けていただきたいと考えております。

特に、普天間飛行場については、同飛行場の一日も早い危険性の除去を実現するため、オスプレイ12機程度の県外拠点配備や、同飛行場所属機の長期ローテーション配備による訓練移転を行うなど危険性の除去に早急に取り組んでいただく必要があります。

辺野古新基地建設については、辺野古新基地建設の是非が大きな争点となった過去3回の県知事選挙をはじめ、平成31年2月に行われた辺野古埋立ての賛否に絞った県民投票においても反対の民意が圧倒的多数で明確に示されております。

政府は、この民意を真摯に受けとめ、辺野古新基地建設を断念し、問題解決に向け、沖縄県との対話に応じるべきであると考えております。

さらに、日米地位協定については、一度も改正されないまま締結から60年以上が経過しており、人権や環境問題などに対する意識の高まりの中で、時代の要求や県民の要望にそぐわないものとなっていることから、抜本的な見直しを行っていただく必要があります。

自衛隊の配備については、我が国の安全保障や地域の振興、住民生活への影響を巡って、様々な意見があるものと承知しております。

政府は、アジア太平洋地域の安全保障環境が複雑さを増しているとし、南西諸島への配備を進めるとともに、「国家安全保障戦略」、「国家防衛戦略」及び「防衛力整備計画」（以下「安保関連三文書」という。）の改定及び防衛予算増額の前倒しの検討等について言及しておりますが、米軍基地が集中していることに加え、自衛隊の急激な配備拡張による抑止力の強化がかえって地域の緊張を高め、不測の事態が生ずることを懸念しており、ましてや沖縄が攻撃目標となることは、決してあってはならないと考えております。

政府においては、沖縄の現状を十分に認識し、基地の整理・縮小、日米地位協定の見直し、辺野古新基地建設の断念、普天間飛行場の速やかな運用停止を含む一日も早い危険性の除去、県外・国外移設及び早期閉鎖・返還、自衛隊の配備及び運用等、過重な基地負担の軽減に真摯に取り組んでいただきたく、次のとおり要望します。

## 目 次

1 普天間飛行場の速やかな運用停止を含む一日も早い危険性の除去、県外・国外移設及び早期閉鎖・返還について	1
2 辺野古新基地建設の断念について	3
3 オスプレイの配備撤回について	5
4 米軍人・軍属等による事件等の抜本的防止対策について	7
5 在沖海兵隊の国外移転と嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還等について	11
6 嘉手納飛行場、普天間飛行場等における航空機騒音等の軽減について	16
7 日米地位協定の抜本的な見直しについて	23
8 米軍基地周辺で検出されているPFOS等問題の解決について	25
9 米軍の活動に起因するその他環境問題の解決について	28
10 米軍の演習等に伴う事故等の防止及び安全管理の徹底について	32
11 嘉手納飛行場等におけるパラシュート降下訓練について	36
12 訓練水域・空域の削減等について	38
13 米軍施設・区域の有効かつ適切な跡地利用に関する必要な措置等について	41
14 安保関連三文書の改定に伴う自衛隊の配備及び運用について	44
15 アジアにおける緊張緩和と信頼醸成、尖閣諸島を巡る問題等について	46
16 不発弾処理における負担の軽減について	50



# 1 普天間飛行場の速やかな運用停止を含む一日も早い危険性の除去、 県外・国外移設及び早期閉鎖・返還について

## 要 望

- (1) 普天間飛行場の固定化は絶対に避け、同飛行場の速やかな運用停止を含む一日も早い危険性の除去、県外・国外移設及び早期閉鎖・返還に取り組むこと。
- (2) 普天間飛行場負担軽減推進会議を早期に開催すること。
- (3) 普天間飛行場の速やかな運用停止を実現するため、直ちに、オスプレイ12機程度の県外拠点配備や同飛行場所属機の長期ローテーション配備による訓練移転を行うなど、日米両政府において同飛行場の運用停止に向けた具体的なスケジュールを作成し、一日も早い危険性除去に取り組むこと。

## 説 明

普天間飛行場は、市街地の中心部に位置しており、住民生活に著しい影響を与えていることから、周辺住民の航空機事故への不安や騒音被害などを解消することが喫緊の課題となっており、同飛行場の一日も早い危険性の除去及び早期閉鎖・返還は県民の強い願いであります。

世界で最も危険と言われる普天間飛行場の一日も早い危険性の除去に向けては、政府と沖縄県及び宜野湾市の対話が最も重要ですが、同飛行場の負担軽減について協議する普天間飛行場負担軽減推進会議は、平成31年4月を最後に、6年以上開催されていません。

普天間飛行場の一日も早い危険性の除去は、政府、沖縄県及び宜野湾市の共通した課題であることから、その解決に向け、普天間飛行場負担軽減推進会議を早期に開催する必要があります。

昨年1月30日に開催された普天間飛行場負担軽減推進作業部会において、沖縄県は政府に対し、同飛行場の運用停止に向けた新たな期限を含めたスケジュールを具体的に示すよう要望したところですが、政府は、辺野古移設について、返還時期や見通しを地元の皆様にお示し

することは大変重要であり、可能な限り速やかにお示しできるよう全力で取り組むとの見解を示すのみで、具体的な取組内容等について、お示しいただいておりません。

また、防衛省は、普天間飛行場の具体的な返還時期については、「完成後における部隊の移転などのプロセスを考慮する必要があり、現段階で具体的にお示しすることは困難」と説明しており、普天間飛行場の辺野古移設では、同飛行場の一日も早い危険性の除去にはつながらないとの懸念を抱かざるを得ません。

沖縄県は、辺野古移設にかかわらず、普天間飛行場の速やかな運用停止を含む一日も早い危険性の除去を求めてきたところであり、同飛行場周辺住民の生命・財産を守ることを最優先にするならば、政府の責任において速やかな運用停止を実現すべきであります。

政府においては、速やかな運用停止を実現するため、日米両政府において同飛行場の運用停止に向けた具体的なスケジュールを作成し、一日も早い危険性の除去及び騒音の軽減に取り組んでいただく必要があるとともに、直ちに、オスプレイ12機程度の県外拠点配備や同飛行場所属機の長期ローテーション配備による訓練移転を行うなど県民の目に見える形での基地負担の軽減に取り組んでいただく必要があります。

また、普天間飛行場の早期閉鎖・返還を実現するためには、改めて県外・国外移設を追求し、同飛行場の固定化を避ける方策を検討し、講ずる必要があります。安全保障の負担は日本全国で担うべきとの認識のもと、県民の声や沖縄県議会の決議等も踏まえ、同飛行場の県外・国外移設に真摯に取り組んでいただくよう要望します。

## 2 辺野古新基地建設の断念について

### 要 望

- (1) 「辺野古移設が唯一の解決策」との固定観念にとらわれることなく、県民の理解が得られない辺野古新基地建設を断念すること。
- (2) 辺野古新基地建設問題の解決に向けた沖縄県との対話に応じること。

### 説 明

沖縄県は、辺野古に新基地は造らせないということを県政運営の柱として取り組んでおります。

辺野古新基地建設に反対する県民の民意は、辺野古新基地建設の是非が大きな争点となった過去3回の知事選挙をはじめ、平成31年2月に行われた辺野古埋立ての賛否に絞った県民投票においても反対の民意が圧倒的多数で明確に示されるなど、揺るぎない形で反対の民意が繰り返し示されたことは、極めて重いものであります。

しかしながら、政府は、「辺野古移設が唯一の解決策」として、令和5年12月28日、沖縄防衛局の埋立変更承認申請に対し、沖縄県知事に代わって承認処分を行う代執行を行い、県民の民意を一顧だにせず工事を強行しております。

政府が唯一の解決策とする普天間飛行場の辺野古移設については、軟弱地盤の存在が判明し、令和6年1月を起点として提供手続の完了までに約12年を要するとされておりますが、さらなる工期の延伸も懸念されることから、沖縄県としては、辺野古移設では普天間飛行場の一日も早い危険性の除去につながらないと考えております。

また、辺野古・大浦湾の沿岸域は、人類共通のかけがえのない財産であり、将来の世代に引き継いでいくべきものと考えております。

同海域においては、沖縄防衛局による環境影響評価調査において、絶滅危惧種262種を含む5,300種以上の海域生物が確認されておりますが、ジュゴンやサンゴなどの貴重な生物が生息し、環境省においては辺野古・大浦湾を含む沖縄県中北部海岸を「生物多様性の観点から重要度の高い海域」として選定しているほか、令和元年10月には、米国の環境NGOミッション・ブルーにより、大浦湾とその周辺海域一帯

が、日本で初めての「ホープ・スポット（希望の海）」として登録されております。

県民の理解が得られない辺野古新基地建設を強行することにより、これに反対する県民感情の高まりが米軍全体への抗議に変わると、在沖米軍基地の安定運用は難しくなり、ひいては、今後の日米安全保障体制に大きな禍根を残すことになるのではないかと心配しております。

他方で、令和7年11月末時点において、辺野古の埋立工事に係る土砂投入量の割合は全体の約16.4%にとどまるのに対し、令和6年度末までの工事の支出済額は、約9,300億円とされている総事業費の約70%に達しており、大幅な費用の増大が明白になりつつあります。

政府においては、現時点で経費の概略について具体的に見直す段階にないとしておりますが、普天間飛行場代替施設建設事業も税を用いて行う公共事業である以上、その経費の概略に増加が見込まれる場合には、県民や国民に対し、適切に情報が提供されるべきものであると考えております。

これらのことから沖縄県としては、辺野古新基地建設問題は、対話によって解決策を求めていく民主主義の姿勢により解決していくことが重要と考えており、政府においては直ちに埋立工事を中止し、「辺野古移設が唯一の解決策」との固定観念にとらわれることなく、県民や国民に対して丁寧に情報を提供するとともに、その声に真摯に耳を傾け、問題解決に向けた沖縄県との対話に応じていただきたいと考えております。

### 3 オスプレイの配備撤回について

#### 要 望

オスプレイの配備を撤回すること。

#### 説 明

オスプレイについては、沖縄への配備に際し再三にわたり、これに反対する旨訴えたにもかかわらず、普天間飛行場に20機が配備されております。

県民は、長きにわたり、米軍基地の過重な負担を負いつつ、日米安全保障体制に貢献してきましたが、進まぬ米軍基地の整理・縮小、頻発する米軍人等による事件・事故に加え、オスプレイが配備されたことは、県民に受忍し難い更なる米軍基地の負担を強いるものであります。

普天間飛行場所属のMV-22オスプレイは、平成28年12月に名護市安部沿岸で、平成29年8月にはオーストラリア東海岸沖で墜落事故を起こしたほか、令和3年8月には、パネル及びフェアリングと呼ばれる覆いが落下する事故、同年11月には金属製の水筒を落下させる事故を起こすなど県民に大きな不安を与えています。

また米軍のオスプレイは、令和4年6月の米カリフォルニア州での墜落事故や令和5年8月のオーストラリアの3名が死亡する事故、同年11月の沖縄に向かっていた米空軍のCV-22オスプレイが鹿児島県屋久島沖で墜落し8名が死亡する事故のほか、令和6年9月及び11月に米国において機体から出火する事故が発生するなど、国内外で事故が跡を絶ちません。屋久島沖の墜落事故について、令和6年8月に公表された事故調査報告書においても、事故につながったギア破断の根本的な原因は明らかにされておられません。

昨年12月、米政府監査院（GAO）は、オスプレイに関する調査報告書を公表しました。同報告書では、海兵隊と空軍の重大事故発生率が、過去2会計年度（2023年度及び2024年度）において、過去8会計年度（2015年度から2022年度）の平均と比較して36パーセントから88パーセント高くなったとされております。

また、重大事故の原因として報告されたものの多くは、機体やエン

ジン部品の物理的破損、航空機の運航中又は整備中の人為的ミスに関連しているとしております。

さらに、昨年12月に米国政府が公表したオスプレイに関する包括的レビューにおいて示された34件の勧告事項のうち、対応が完了したものは6件に留まっており、依然として米軍全体の安全管理体制に強い疑念を抱かざるを得ません。

このような状況の中、沖縄でオスプレイの飛行が継続されることは県民に大きな不安を与えるものであると考えます。

沖縄県としては、オスプレイ配備に反対であり、オスプレイの配備撤回を求めるとともに、オスプレイの訓練移転や県外配備の早期実施など、実効性のある負担軽減措置を講ずるよう要望します。

## 4 米軍人・軍属等による事件等の抜本的防止対策について

### 要 望

- (1) 事件等の再発を防止するため、人権教育・安全管理の強化等、より一層の綱紀肅正措置を図ること。
- (2) 事件等に係る原因究明及び調査結果を速やかに公表すること。
- (3) 繰り返される事件等の再発防止のため、より効果的な対策を実施すること。
- (4) 米軍によるリバティ制度の検証結果やその他再発防止のための各種取組、米軍における処分結果の公表を行うこと。
- (5) 米軍人等による事件等について、覚知後、沖縄県に速やかに通報すること。
- (6) 被害者に対する適切な補償を遅滞なく実施すること。
- (7) 米軍憲兵隊によるパトロールについて、県民や観光客とのトラブルにならないよう慎重に行動すること、昨年12月の日米合同委員会の声明の内容を遵守することを米軍に働きかけること。
- (8) 沖縄コミュニティー・パートナーシップ・フォーラムが継続して開催できるよう取り組むこと。

### 説 明

これまで沖縄県では、米軍人等による事件等の根絶を図るため、綱紀肅正や再発防止、特に未成年者を重視した兵員・家族への教育の徹底について、関係機関に繰り返し強く申し入れてきたところでありま  
す。しかしながら、依然として事件等が跡を絶たない状況が続いてお  
ります。

米軍人等による刑法犯罪検挙件数は、復帰から令和6年12月末現在  
で6,308件に達しており、このうち殺人、強盗、強姦といった凶悪事  
件が594件（民間人殺害事件14件を含む）発生しております。

令和6年は過去20年で最多となる73件を記録しましたが、令和7年  
の検挙件数は11月末時点ですでに前年を上回る94件に達しており、日  
常的に米軍基地と隣り合わせの生活を余儀なくされている県民に大き  
な不安を与えております。

このような米軍人等による事件等の再発を防止するには、人権教育・安全管理の強化等、より一層の綱紀肅正措置を実施するとともに、県民の不安を軽減する観点から、事件等の徹底した原因究明及び事件等に係る調査結果についても、速やかに公表していただく必要があります。

沖縄県議会では、これまでに凶悪犯罪等が発生した場合の司令官及び上司の更迭や、事件・事故の再発防止に向けた沖縄県、日本政府、米国政府の3者による特別対策協議会の設置などを求める意見書、抗議決議が全会一致で可決され、昨年12月にも、「米軍人・軍属等に対する綱紀肅正の徹底と事件・事故防止に向けた取組の強化を求める意見書」が可決されるなど、従来の再発防止策では不十分との声が高まっており、これらの対策も含め、事件等の再発防止に向け、これまでの取組を超えた、より効果的な対策の実施を強く求めます。

沖縄県は、米軍によるリバティ制度の検証結果やその他再発防止のための各種取組、米軍における処分結果の公表などを機会ある度に求めておりますが、米軍の飲酒運転の発生件数は、令和7年に33件発生していることから米軍の取組が極めて不十分であると言わざるを得ない状況となっております。

政府においては、飲酒運転を二度と起こさせないよう、教育体制の抜本的な見直しを行い、飲酒運転発生時の米軍内における罰則の強化、リバティ制度の厳格化等、実効性のある再発防止策を講じ、その内容を速やかに公表することを米側に強く働きかける必要があります。

令和7年11月に発覚した米軍人による不同意わいせつ事案について、12月5日に沖縄防衛局から沖縄県へ不起訴との情報提供がありました。

しかしながら、当該事案の沖縄県への通報は事件発生から6か月以上と、かなりの時間を要しており、事件の再発防止や住民の安全確保を図る観点から、当該通報体制は機能していないと言わざるを得ず、政府においては、事件覚知後、速やかに通報していただくようお願いいたします。

また、当該事案に係る情報提供について、沖縄防衛局から新たな情報共有体制に基づくものか否かは、個別事件における捜査機関の活動内容に関する事柄であると承知しており、コメントは差し控える旨の見解が示されております。

このような対応では、本体制が確実に機能しているか確認することができないことから、政府においては、沖縄県に対し新たな情報共有体制に基づく通報を行う場合、本体制に基づく通報である旨もあわせて報告するよう求めます。

米軍人等による事件等が発生した場合、被害者への補償については、公務中の場合は日本政府が、公務外の場合は原則として加害者とその損害を賠償することとなっております。

しかしながら、いずれの事案においても、被害者への賠償金が迅速に支払われないことや適切な補償を受けられない状況が生じていることから、被害者に対する適切な補償を遅滞なく実施するよう求めます。

米軍憲兵隊によるパトロールは、リバティ制度の遵守を目的に、これまで沖縄県内で実施されております。

沖縄県としては、米軍に対し、単独パトロールの実施にあたっては、地元の意向が重要であることを伝えるとともに、県民や観光客とのトラブルが生じないように、慎重に行動する必要があることを繰り返し申し入れてきましたが、昨年11月に米軍憲兵隊による誤認拘束が発生しました。

それを受け、昨年12月26日に発表された日米合同委員会声明において、在日米軍施設・区域外で、日米地位協定の枠組みで規定されている限定的な例外を除き、米軍憲兵隊が地位協定上の地位を有さない者を拘束できないことが示され、また、このことについて、隊員教育を徹底するとされています。

更に、政府によると、今後、米軍憲兵隊はパトロールに際して、身分証の提示を拒否したことを理由に身柄を拘束することはしない旨、在日米軍から説明を受けた、とのことであります。

沖縄県としては、米軍憲兵隊のパトロールの実施にあたっては、地

元の意向が重要であり、政府においては、県民や観光客とのトラブルにならないよう慎重に行動すること、昨年12月の日米合同委員会の声明の内容を遵守することを米軍に働きかけるよう強く求めます。

令和7年5月に第1回沖縄コミュニティー・パートナーシップ・フォーラムを開催し、米軍人等の犯罪防止に関する各関係機関の取組を共有し、今後も連携して取り組んでいく意思を確認しました。

沖縄県内の日米関係者が一同に会する米軍人等による犯罪の再発防止に向けた協議は、継続して行う必要があることから、政府においては、第2回のフォーラムの開催に向けて、引き続きご協力いただくようお願いいたします。

## 5 在沖海兵隊の国外移転と嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還等について

### 要 望

- (1) 在沖海兵隊の国外移転及び嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還を確実に実施するとともに、再編計画の在沖米海兵隊約9千人の移転計画を明らかにすること。
- (2) 「在沖海兵隊の段階的な整理・縮小等、当面は在日米軍専用施設面積の50パーセント以下を目指す」とする具体的な数値目標を日米両政府において設定し、実現すること。
- (3) 那覇港湾施設及び牧港補給地区の早期返還を実施すること。
- (4) 那覇港湾施設の移設に当たっては、現有機能の確保を目的とするとともに、環境保全に最大限配慮すること。また、代替施設の機能や運用、整備に係る全体計画等について、沖縄県や関係市町村、地域住民に対し丁寧に説明し、その意向を尊重すること。
- (5) SACO最終報告以降の基地の整理・縮小の検証及び沖縄の基地負担軽減策の検討のため、日米両政府に沖縄県を加えた協議の場(SACWO : SACO with Okinawa)を設けること。
- (6) 沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画については、返還時期、移設する場所、施設内容等の具体的な返還手順等の十分な説明・更新を行うこと。
- (7) 統合計画の実施に当たっては、マスタープランの作成等について沖縄県及び関係市町村の意見を聴取する場を設けること。
- (8) 政府の責任において、移設に伴う諸課題の解決、移設先の環境整備及び移設先の地元の負担を軽減するための具体的な支援策を講じること。
- (9) 跡地利用を効果的かつ円滑に進められるよう、必要な情報提供を行うこと。また、国有地の活用、返還時期等について地元の意向に配慮すること。
- (10) 文化財調査の計画的な着手、同専門員の確保などについて、関係市町村との連携・協力を図ること。
- (11) 統合計画の実施に伴い、人員整理等が見込まれる場合の駐留軍等労働者の雇用対策については、雇用主である政府が責任をもって

行うこと。

- (12) 米軍施設・区域の機能の変更等の計画については、事前の情報提供を徹底するとともに、沖縄県及び関係市町村の意向を尊重すること。

## 説 明

在日米軍兵力の沖縄県への集中は、日本全国の中で明らかに不公平であり、応分の負担をはるかに超えております。

海兵隊の訓練を国外・県外へ移転することを含め、在沖米軍兵力の削減を図ることは、沖縄の過重な基地負担の軽減及び米軍人等による事件・事故の減少にもつながるものであり、日米両政府は、「再編実施のための日米のロードマップ」及び「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」に基づく在沖海兵隊約9千人の国外移転について今後の移転計画を明らかにし、移転を確実に実施するよう強く求めます。

また、それに関連する嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還についても、将来の沖縄の米軍基地のあり方に大きな影響を与えるとともに、沖縄の振興発展の将来を左右する大きな転機になることから、確実に実施される必要があります。

更なる米軍基地の整理・縮小を行うに当たっては、新たな在沖米軍の整理・縮小のためのロードマップを策定し、「在沖海兵隊の段階的な整理・縮小等、当面は在日米軍専用施設面積の50パーセント以下を目指す」とする具体的な数値目標を日米両政府において設定することを求めます。

数値目標の設定に当たっては、令和6年から開始された在沖海兵隊のグアム移転に係る米軍基地の整理・縮小だけでなく、普天間飛行場も含めた米軍基地の更なる国外・県外への移設を前提とするとともに、沖縄県や関係市町村の意見を十分反映させることによって、県民が納得できるものにする必要があります。

那覇港湾施設については、県都那覇市の玄関口である那覇港に隣接し、那覇空港にも近く、産業振興の用地として極めて開発効果の高い

地域となっております。同施設の返還は、その立地優位性を活かした跡地利用による発展につながるものであり、代替施設の提供に先立ち、早期に返還を実施するよう要望します。また、牧港補給地区についても、同施設が那覇市に隣接し、西海岸沿いの都市軸の重要な位置にあり、隣接する海浜部での埋立計画や港湾整備計画など様々な計画があることから、早期に返還を実施するよう要望します。

那覇港湾施設の移設により基地機能が強化され、沖縄の基地負担の増加につながるものがあってはならず、また、代替施設は、民港部分と同様に環境保全に最大限配慮いただく必要があります。

さらに、代替施設については、機能や運用の詳細、整備の全体計画など、未だ明らかでない事項があります。

地域住民の納得のためにも、政府においては沖縄県や関係市町村、地域住民に対し今まで以上に丁寧に説明いただき、得られた意見を十分に尊重していただく必要があります。

SACO最終報告や統合計画においては、計画の決定に沖縄県や地元市町村が関与できなかったため、地元の意向が十分反映されておられません。SACO最終報告から29年が経過しており、アジア太平洋地域における近年の安全保障環境の変化を踏まえたSACO最終報告以降の基地の整理・縮小の検証及び沖縄の基地負担軽減策の検討のため、日米両政府に沖縄県を加えた協議の場（SACWO）を設けることを強く求めます。

統合計画に示されている返還時期については、日米両政府により3年ごとに更新され、公表されることとなっておりますが、発表から12年が経過した現在でも更新されていないことから、更新を行う必要があります。

また、統合計画では、嘉手納飛行場より南の6施設・区域について、返還範囲、時期、手順等が示されておりますが、未だ具体的な取組内容が示されていない部分があり、政府においては十分な説明を行う必要があります。

統合計画の実施に当たっては、米側が作成するマスタープランにお

いて、施設の配置場所、規模、機能等が特定されることから、今後の都市計画や、周辺住民の生活環境に影響を及ぼさないよう、あらかじめ、沖縄県及び関係市町村の意見を聴取する場を設け、その意見を尊重していただく必要があります。

政府の責任において、移設先における諸課題の解決を行い、新たな負担を受け入れる地域の負担を緩和するための措置を継続し、措置には地元の意向を反映させ計画的に実施し、また、移設先の地元の要望については具体的な支援策を講じる必要があります。

今後、統合計画の実施に伴って、大規模な土地の返還が予定されていることから、跡地利用を効果的かつ円滑に進められるよう、返還する施設・区域の使用履歴、土壌調査情報、インフラの整備状況、地主の情報等の必要な情報の提供をしていただくとともに、国有地の活用、返還時期等についての地元の意向への配慮をしていただく必要があります。

文化財調査に当たっては、令和6年11月に関係市町村で締結された文化財協定に基づき、計画的な着手、専門員の確保などについて、関係市町村との連携・協力を図っていただきたいと考えております。

統合計画の実施に伴い、人員整理等が見込まれる場合の駐留軍等労働者の雇用対策については、基本的に雇用主として政府に責任があることを明確にし、駐留軍等労働者本人の意向を汲んだ継続雇用や配置転換等に取り組むとともに、駐留軍等労働者の雇用に関する詳細な情報提供及び独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構を通じた技能教育訓練の実施等について、迅速かつきめ細やかな対応を行っていただく必要があります。

米軍施設・区域の機能の変更、米軍施設・区域内における施設の建設等は、周辺住民に不安を与えると同時に、周辺住民の生活環境に大きな影響を及ぼす可能性がある、極めて重要な問題であります。

このような計画がある場合は、沖縄県及び関係市町村に対する詳細

な情報の提供を徹底するとともに、沖縄県及び関係市町村の意向を尊重し、これに迅速に対応していただく必要があります。

## 6 嘉手納飛行場、普天間飛行場等における航空機騒音等の軽減について

### 要 望

- (1) 嘉手納飛行場及び普天間飛行場において実施されている一部訓練移転について、効果の検証を行い、当該結果を踏まえ、具体的かつ実効性ある対応策を講ずること。さらに、両飛行場所属航空機の県外、国外への分散移転、長期にわたるローテーション配備や外来機の飛来制限等を実施すること。
- (2) 航空機等の配備及び展開に当たっては、あらかじめ、沖縄県や関係市町村、地域住民に丁寧に説明し、その意見を尊重すること。
- (3) 嘉手納飛行場の防錆整備格納庫移設計画に係る懸念を払拭するための確実な措置を講ずること。
- (4) 無人偵察機の配備及び展開計画を見直すこと。
- (5) 嘉手納飛行場の旧海軍駐機場において、SACO最終報告における騒音軽減イニシアティブの趣旨を踏まえ、航空機等の使用を禁止すること。また、通称パパーループにおける航空機の使用を禁止すること。
- (6) 環境基準の達成に向け、嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置を厳格に運用すること。
- (7) 同措置の運用状況について沖縄県及び周辺市町村へ報告を行うよう米軍に働きかけるとともに、日米合同委員会においてその実施に伴う効果について検証を行い、結果を公表すること。
- (8) 嘉手納飛行場及び普天間飛行場で地上騒音調査を行い、その結果を評価及び公表するとともに、結果を踏まえた騒音軽減措置を米軍に働きかけること。
- (9) 住宅地上空の飛行及び夜間の訓練飛行を回避するための対策を講じること。また、夜間の航空機騒音による健康への影響を調査し、同調査を踏まえた環境基準の設定など適切な措置を講ずること。
- (10) 伊江島補助飛行場における夜間の飛行訓練や住宅地上空の飛行を回避するなど、騒音対策の強化を図ること。

- (11) 北部訓練場、キャンプ・シュワブ及びキャンプ・ハンセンの住宅地域に隣接するヘリコプター着陸帯の使用を中止し、夜間早朝の飛行及び住宅地上空での飛行を回避するための対策並びに実弾射撃訓練等に伴う騒音対策及び安全対策を強化すること。
- (12) 住宅防音工事の区域指定告示後に建築された住宅への防音工事の適用拡大や、対象区域の拡大、事務所・店舗等の対象化、十分な防音工事予算の確保など、騒音対策の強化・拡充を図ること。
- (13) 全ての認可外保育施設を防音対策事業の補助対象施設とすること。
- (14) 防衛施設周辺防音事業補助金交付要綱の改正により補助対象外とされた3級及び4級の防音工事により新たに設置する空調設備の維持費を補助対象とすること。
- (15) 米軍航空機の運用に伴う騒音、悪臭、低周波音について、地方公共団体が必要な調査を実施した場合は、当該地方公共団体に対し、十分な財政措置を講ずること。
- (16) 即応訓練など通常と異なる訓練実施時には、航空機騒音規制措置を遵守し周辺地域社会に与える影響を最小限とすること。また、訓練実施時には、事前に訓練内容の詳細を、基地所在市町村及び周辺市町村、並びに広く県民に向けて情報提供すること。

## 説 明

米軍の運用が周辺地域に与える影響は多岐にわたっていますが、とりわけ住宅地域に隣接する嘉手納飛行場及び普天間飛行場を離発着する航空機による騒音は、地域住民の生活環境に深刻な影響を与えています。

沖縄県は、航空機騒音及び騒音被害の軽減について、これまで繰り返し要請を行ってきたところではありますが、依然として目に見える形での改善が図られていない状況にあります。

嘉手納飛行場及び普天間飛行場においては、米軍再編に伴う訓練の一部移転が実施されておりますが、依然として負担軽減が図られていない状況であることから、訓練移転による負担軽減の効果検証を行い、当該結果を踏まえ、早急に具体的かつ実効性のある対応策を講じていただく必要があります。また、両飛行場所属航空機の国外・県外

への分散移転など、地元が負担軽減を実感できる取組を合わせて行っていただく必要があります。

嘉手納飛行場のF-15C/D戦闘機は、令和8年春から今後数年かけてF-15EX戦闘機へ更新が予定されていると承知しておりますが、具体の行程等は明らかではありません。

F-15EXといった航空機の新たな配備などは、地域住民に対し、騒音や訓練の増加等の新たな基地負担をもたらす恐れがあります。

沖縄県としては、基地負担の更なる増加はあってはならないと考えており、あらかじめ、沖縄県や関係市町村、地域住民に丁寧に説明いただいた上で、その意見を十分に尊重していただく必要があります。

令和5年4月、政府から日米の協議結果として、防錆整備格納庫を当初計画通り嘉手納飛行場の通称パパーループ地区に建設するとの方針が沖縄県及び地元嘉手納町へ伝えられました。

嘉手納町からは、この結論は、政府が日米外相会談及び日米防衛相会談をはじめとした様々なレベルで鋭意協議を重ね、施設の必要性や安全性、そして地元の懸念に応え、影響を最小限にするための措置を確認した上で出したものであることから、尊重すべきであるとの意見があります。

一方で、大規模な施設が民間地域の近くに建設されることへの住民の懸念が残されております。

については、安全面や環境面の対策に万全を期すなど、地元住民が抱く懸念を払拭するための確実な措置を講ずることを求めます。

令和5年10月、地元への事前の十分な説明がないまま、米空軍無人偵察機MQ-9が嘉手納飛行場に展開されました。

また、令和6年に、米海軍無人偵察機MQ-4及び米海兵隊無人偵察機MQ-9が同飛行場に一時展開され、沖縄県は、今後これら無人機の展開を行わないよう求めていたところですが、昨年、これら無人機がなし崩し的に無期限展開されました。

同飛行場の負担軽減が一向に進まない中での無人偵察機の展開は、新たな基地負担になることから、配備及び展開計画を見直すよう要請

します。

嘉手納飛行場における旧海軍駐機場については、SACO最終報告における騒音軽減イニシアティブの一環として平成29年に新たな駐機場への機能移転が実現しました。

しかし、その後も外来機等により使用される事案が繰り返し発生していることから、SACO最終報告の趣旨を遵守し、再発防止策を講ずる必要があります。

また、通称パパーループ地区については、駐機場拡張整備工事の遅れに伴い、MC-130特殊作戦機等の駐機場としての使用期間が延長される中、HH-60ヘリコプターによる使用も確認されるなど、騒音及び悪臭被害が増大し深刻な問題となっていることから、地元が負担軽減を実感できる航空機の騒音及び悪臭の軽減に取り組む必要があります。

さらに、同飛行場では、外来機の度重なる飛来による航空機騒音の激化に加え、令和4年11月からは、F-15C/D 戦闘機の退役に伴うF-22戦闘機等の暫定配備が開始され、100デシベルを超える騒音が幾度も発生しており、また、特に騒音が激しいとされるF-35A戦闘機の飛来により、周辺住民の基地負担はさらに増大しております。

普天間飛行場では、MV-22オスプレイやCH-53等への夜間飛行や住宅地上空での旋回訓練、F/A-18戦闘機やF-35戦闘機等の外来機の飛来に加え、低周波音を含めた航空機騒音被害が継続している状態にあり、特に、夜間に発生する騒音は周辺住民にとって大きな負担となっています。

嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置が合意された平成8年3月以降も、毎年多くの測定局で航空機騒音に係る環境基準を超過しており、環境基準の達成に向け、航空機騒音規制措置を厳格に運用すること及び同措置の運用状況について沖縄県及び周辺市町村へ報告を行うよう米軍に働きかけるとともに、日米合同委員会において同措置の実施に伴う効果について検証を行い、その結果を公表する必要があります。

また、両飛行場では住宅地近傍でエンジン調整等が行われており、地上騒音による周辺住民への影響が懸念されることから、両飛行場で地上騒音調査を行い、その結果を評価及び公表するとともに、結果を踏まえた騒音軽減措置を講ずるよう米軍に働きかける必要があります。

嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺以外の地域においても、米軍機の飛行に伴う航空機騒音が夜間を含め度々確認されております。

平成30年10月に公表された欧州WHO環境騒音ガイドラインでは、睡眠への悪影響が生じるとして夜間等価騒音レベルは40デシベル以下とするよう示されております。

しかし、毎年多くの航空機騒音測定局では、40デシベルを超過している状況にあり、令和6年度は最大50デシベルに達しております。

このため、住民への睡眠妨害及び健康影響が懸念されることから、夜間の航空機騒音による健康への影響を調査するとともに、夜間等価騒音レベル $L_{night}$ （エルナイト）などの夜間騒音の評価に適した指標による環境基準を設定するなど、適切な対策を実施する必要があります。

伊江島補助飛行場においては、平成30年度のLHDデッキの改修後、F-35B戦闘機による訓練などに伴う騒音により住民からの苦情が増加していることに加え、騒音発生回数は、平成29年度の5,065回と比較して令和6年度は8,906回と増加しており、住宅地上空の飛行を行わないよう徹底する等、適切な騒音低減措置を講ずる必要があります。

北部訓練場においては、東村高江区高江地域活動拠点活性化施設（旧名称：牛道集落）の航空機騒音測定結果によると、平成26年度の騒音回数は1,474回であったのに対し、平成27年2月のN-4地区ヘリコプター着陸帯の先行提供開始以降はこれが増加し、令和6年度は1,597回となっています。

夜間早朝の訓練飛行や住宅地域に近いヘリコプター着陸帯で行われる訓練が地域住民の生活環境に大きな影響を及ぼしていることから、適切な騒音対策を講ずる必要があります。

キャンプ・シュワブ周辺では、令和6年度、久志地区において、航空機騒音が2,948回も発生しております。

また、実弾射撃訓練、廃弾処理等による騒音が最も多かったのは久志地区の143回で、騒音の最大値は辺野古地区で103デシベルを測定しているため、地域住民からの苦情や不安の声が挙がっております。

つきましては、住宅地域に近い北部訓練場のN-4地区、キャンプ・シュワブのフェニックス、ガンダー、キャンプ・ハンセンのファルコン等のヘリコプター着陸帯の使用を中止するなど、住宅地上空の飛行を回避する対策を講ずる必要があります。

また、実弾を使用した射撃・砲撃訓練や爆破訓練、廃弾処理等については、爆発音や振動による安全対策や騒音対策を強化する必要があります。

嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺地域においては、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づき、これまで住宅防音工事が実施されてきましたが、区域指定後に建築された防音工事が対象とならない住宅が多くなっているほか、騒音被害の実態があるにもかかわらず、住宅防音工事区域から外れている住宅や防音工事が対象とならない事務所、店舗も多く存在しております。

つきましては、住宅防音工事区域指定値の現行L den62デシベル（75WECPNL）から環境基準値L den57デシベル（70WECPNL）に改めること等による対象区域の拡大、区域指定告示後に建築された住宅の防音工事対象化、事務所・店舗の防音工事対象化等、騒音対策の強化・拡充を図る必要があります。

また、住宅防音工事の希望者に対して早期に工事が完了するよう、十分な予算の確保に努める必要があります。

航空機騒音による子ども達の心身に及ぼす悪影響が懸念されており、認可外保育施設に入所する乳幼児の健やかな成長のため、認可外保育施設指導監督基準を満たしていない認可外保育施設も防音対策事業の補助対象施設とするとともに、空調設備の維持費も補助対象に含めていただく必要があります。

学校及び保育施設における3級及び4級の防音工事として、平成28年度以降に実施設計を行い、新たに設置する空調設備の維持費を補助対象外とする制度変更がなされていますが、航空機騒音の低減を図り、良質な教育・保育環境を確保するため、当該維持費を補助対象としていただく必要があります。

米軍航空機の運用に伴う騒音、悪臭、低周波音について、実態把握のための調査や健康への影響評価等の必要な調査を地方公共団体が実施した場合、基地の提供責任者である政府においては十分な財政措置を講じていただく必要があります。

令和7年5月及び11月の即応訓練では、両飛行場周辺で100デシベル超の騒音が幾度も発生し、那覇市や浦添市、宜野湾市、中城村など広範囲から苦情が寄せられるなど住民生活に深刻な影響を与えました。

即応訓練など通常とは異なる訓練実施時でも、騒音が激しい外来機の飛来を制限することや、騒音規制措置を厳格に運用するなど、具体的かつ実効性のある対策を講じ、地域社会への影響を最小限とするよう求めます。

加えて、具体的な訓練内容について米軍に事前確認を行い、騒音等の発生など住民生活に影響が生じる可能性がある場合には、事前に該当市町村に対する訓練実施の事前通知や、広く県民に向けて直接周知を行うよう求めます。

## 7 日米地位協定の抜本的な見直しについて

### 要 望

政府は早急に日米地位協定の見直しを行うこと。

### 説 明

日米地位協定は、一度も改正されないまま締結から60年以上が経過しており、環境についての対応が全く触れられていないなど、人権や環境問題などに対する意識の高まり等の中で、時代の要求や県民の要望にそぐわないものとなっており、沖縄県は、軍転協とも連携し、平成12年より見直し要請を行ってまいりました。

平成29年9月には、平成12年に実施した日米地位協定の見直しに関する要請以降の状況の変化を踏まえ、県内市町村等からの意見も取り入れて、11項目28事項の見直し要請を行ったところです。

政府は、米軍基地を巡る諸問題を解決するためには、その時々の問題について、日米地位協定の運用の改善によって機敏に対応していくことが合理的と考えていると説明しています。

しかしながら、沖縄県としては、米軍基地から派生する諸問題を解決するためには、米側に裁量を委ねる形となる運用の改善だけでは不十分であり、日米地位協定の抜本的な見直しが必要であると考えています。

沖縄県が行った他国地位協定調査の結果、NATOに加盟するドイツ、イタリア、ベルギー、イギリスや米軍を訪問軍として受け入れるフィリピン、オーストラリアでは、航空法など自国の法律や規則を米軍にも適用させ、米軍の活動をコントロールしていることが明らかになりました。

一方、我が国においては、米軍に対し国内法の適用がなく、米軍機による低空飛行や米軍の訓練に伴う騒音問題など、様々な問題が発生しております。

そもそも、なぜ47都道府県の1県に過ぎない沖縄県がこのような調査を行わなければいけないのか、政府は真摯に考えるべきであります。

平成30年7月と令和2年11月の全国知事会においては、日米地位協

定の抜本的な見直しを含む米軍基地負担に関する提言が全会一致で取りまとめられました。

政府においては、国民の権利と財産を守るため、米軍に航空法や検疫法等の国内法を適用する等、日米地位協定の抜本的な見直し作業に早急に着手していただくよう、強く要望します。

平成27年9月に締結された環境補足協定については、PFOSを含む泡消火薬剤の漏出など環境に影響を及ぼす可能性がある事故や環境汚染が確認された場合、米側からの通報の有無にかかわらず、地元自治体の意向を踏まえた環境調査が実施できるよう求めます。

併せて、米軍からの通報対象となる事故を、環境に影響を及ぼす可能性のある事故等が発生した場合及び発生した疑いがある場合まで広げるとともに、円滑な立入りを求めます。

また、返還前の早期の立入りなど、実効性のある運用を通じて基地内の環境対策の強化を要望します。

沖縄県では、これまで文化財保護行政を推進するために必要な文化財調査を米軍施設・区域内においても行ってきたところです。

しかしながら、環境補足協定締結後、同協定に基づく立入り手続によることとされたため、これまで行われてきた米軍施設・区域内における文化財調査が中断していました。

その後、平成29年10月に文化財調査に伴う米軍施設・区域への立入りが可能となりましたが、より円滑に立ち入ることができるよう要望します。

平成29年1月に締結された軍属に関する補足協定については、日米地位協定の対象者が明確になるとしておりますが、軍属の範囲の見直しが事件・事故の減少に直接繋がるものか明らかではありません。

引き続き、軍人・軍属にかかわらず、米軍関係者の教育・研修の強化等に取り組んでいただく必要があります。

また、軍属及びコントラクターの被用者の総数等の詳細な情報を、沖縄県及び関係市町村へ速やかに提供していただく必要があります。

## 8 米軍基地周辺で検出されているPFOS等問題の解決について

### 要 望

- (1) 沖縄県が求めている基地内への立入調査の実現、政府や米軍による原因究明調査と最新の科学的知見に基づく浄化対策、米軍が保管するPFOS等含有水等の適正処理を実施すること。
- (2) 住民を対象とした健康に係る調査を実施すること。また、血中濃度の基準値やそれを超過した場合の具体的対策例の提示、健康影響等に関する研究を推進すること。
- (3) PFOS等に関する水環境及び土壌の環境基準、農地の土壌及び農業用水の基準等を早急に設定するとともに、PFOS等による汚染の浄化方法を早急に確立すること。また、沖縄県や市町村が緊急に実施する水質調査等に要する費用を政府が負担すること。
- (4) 米軍基地内で事故が発生した場合は、速やかな立入調査の実現等、地元の関係機関と効果的な連携体制を構築すること。また、米軍が環境調査を実施した場合はその結果について速やかに公表することを求めること。
- (5) 嘉手納飛行場周辺の水源におけるPFOS等汚染は主に同飛行場内に起因する蓋然性が高いことから、企業局がPFOS等除去に使用する粒状活性炭の取替・処分費用について、施設提供者である政府として最大限支援すること。

### 説 明

嘉手納飛行場、普天間飛行場及びキャンプ・ハンセン周辺の湧水等で有機フッ素化合物（PFOS等）が指針値を超過して高濃度で検出されていることについて、嘉手納飛行場及び普天間飛行場については、これまでの水質調査結果や地下水脈の調査結果から主な汚染源は両飛行場である蓋然性が高く、キャンプ・ハンセン周辺の井戸水については、水源の調査結果から汚染源は同基地である可能性が高いと考えております。

特に、普天間飛行場周辺で行った有機フッ素化合物汚染源調査の令和6年度の専門家会議では、PFOS等の汚染源は普天間飛行場である蓋然性が更に高まったと総括されております。

これらの問題を解決するためには、米軍基地周辺の河川・湧水等で検出されているPFOS等の汚染源を特定するため県が求めている基地内への立入調査を実現すること、政府や米軍による原因究明調査と最新の科学的知見に基づく浄化対策、米軍が保管するPFOS等含有水等の適正処理が必要であります。

沖縄県は、平成31年2月から令和3年12月にかけて、嘉手納飛行場、普天間飛行場及びキャンプ・ハンセンの3つの基地について立入調査の申請を行っていたところ、昨年12月に米軍側から不許可とする回答がありましたが、その内容には全く承服することができません。

また、政府に対し長年にわたり協力を求めていた中、回答にこれほどまでに時間を要したことは、日米間で十分に調整が行われていなかったのではと疑念を抱かざるを得ません。

政府におかれても施設提供者としての責任、国民の命と健康を守る責任があることから、科学的調査を行い米軍に対し立入調査の必要性を説明し認めさせること、原因究明調査及び対策を実施することを切に求めます。

また、人への健康影響についても議論が進められていることは承知しておりますが、政府においては、住民を対象とした健康に係る調査を実施すること、すでに血中濃度調査において、PFOS等へのばく露が判明した方々がいることから、具体的な基準値やそれを超過した場合の対応方針について、海外の科学的知見も踏まえつつ、早急に定める必要があります。

米軍基地周辺の湧水等でPFOS等が高濃度で検出されていることについては米軍基地が主な汚染源である蓋然性が高いと考えており、その汚染源が米軍基地内の場合は、汚染土壌や水質の浄化が必要であることから、水環境及び土壌中のPFOS等の環境基準を早急に設定し、PFOS等による汚染の浄化方法を早急に確立すること、米軍基地周辺の湧水等を利用して影響を受けている農地等があることから、農地の土壌及び農業用水の基準等を設定すること、並びに沖縄県や市町村が緊急に実施する水質調査等に要する費用を政府が負担する必要があります。

加えて、米軍基地内で事故等が発生した場合は、速やかな立入調査の実現等、地元の関係機関と効果的な連携体制を構築することや、米軍が環境調査を実施した場合はその結果について速やかに公表することを米軍に求める必要があります。

また、政府においても、PFOS等の汚染源調査について、どのように米軍と調査を行ったか、議論の過程を含め、透明性をもって国民に説明する必要があります。

嘉手納飛行場周辺の河川及び地下水を水道水源とする北谷浄水場では、PFOS等対策の一環として防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（以下、「周辺環境整備法」という。）第8条を活用し、PFOS等吸着能力の高い粒状活性炭を導入してPFOS等の除去を行っております。

しかしながら、粒状活性炭は経年的にPFOS等の吸着能力が低下するため、持続的に吸着能力を確保するためには定期的な交換が必要となっております。

一方で、周辺環境整備法第8条による補助事業は、地方公共団体が行う施設の整備等に限られ、粒状活性炭の取替・処分にかかる費用については補助の対象外とされております。

PFOS等対策のための粒状活性炭の取替・処分には、多額の費用負担が見込まれており、これが継続し県民の負担となる場合、県民の理解を得ることは非常に難しいと思料いたします。

また、令和6年5月には米軍から、管理しているキャンプ・レスター浄水場に代わって、北谷浄水場の水を受水したいとの申し入れもある等、浄水場においては今後も継続的な低減対策が必要となっております。

## 9 米軍の活動に起因するその他環境問題の解決について

### 要 望

- (1) 米軍が行う建築物解体工事等について、令和4年4月に施行された改正大気汚染防止法が適切に運用されるよう、建築物等のアスベスト建材の使用にかかる事前調査や、調査結果の県知事等への報告について、元請事業者から求めがある場合は米軍に対し協力を求めること。また、解体等工事の際は飛散防止対策を十分に行うことができ、沖縄県及び関係市町村による関係帳簿類等の検査や立入調査ができる仕組みを確立すること。
- (2) 米軍航空機運用に伴う低周波音の実態調査及び健康への影響評価を行い、その結果を公表するとともに、環境基準等の設定など適切な対策をとること。また、米軍航空機の排気ガスによる悪臭の実態を把握するため必要な調査を行い、その結果を公表するとともに、当該排気ガスによる悪臭を防止するための有効な対策をとること。
- (3) 米軍施設・区域内で発生する廃棄物については、米国政府の責任で、排出の抑制やリサイクルの推進に努めるとともに、基地内の可燃物、不燃物、資源化物等の分別や焼却処理等の実施、民間業者を活用した処理体制の構築等、廃棄物の処理が円滑に行われるよう対策をとること。
- (4) 米軍施設・区域内のPCB廃棄物及び使用製品については、適正に処理するよう米国政府に求めること。
- (5) 平成26年度以降実施されていない米軍施設・区域からの環境汚染の未然防止を図ることを目的として政府が実施していた基地内の環境調査を再開すること。
- (6) 米軍施設・区域外で環境に影響を与えるような事故が発生した場合には、原因者である米軍及び基地の提供責任者である政府において、現場で土壌汚染調査等を実施し、当該調査結果を沖縄県及び関係市町村と共有するとともに、効果的な汚染除去等の対策を実施すること。

また、地方公共団体が環境調査等を行った場合は、当該地方公共団体に対し、十分な財政措置を講ずること。

- (7) 日本環境管理基準（JEGS）の運用状況について公表を求めること。

## 説 明

アスベスト除去作業については、令和4年4月の改正大気汚染防止法の施行により元請業者が事前調査結果を都道府県知事等に報告することが義務付けられ、また、法に基づく立入調査の申請も可能となりましたが、米軍直轄工事において当該報告が滞ることで米軍基地内の建築物解体工事等におけるアスベスト飛散の実態が把握できない懸念があることから、当該報告が確実に行われるよう、米軍に対して法の適切な運用について協力を求める必要があります。

また、解体等工事の際は、工事作業員はもとより軍人や軍属、基地周辺住民の健康を保護する観点から、飛散防止対策を十分に行うとともに、大気汚染防止法に基づく元請業者に対する沖縄県及び関係市町村による関係帳簿類の検査や立入調査ができる仕組みを確立していただく必要があります。

普天間飛行場や北部訓練場等周辺においては、MV-22オスプレイ等の飛行に伴う低周波音による影響が懸念されていることから、実態調査及び健康への影響評価を行い、その結果を公表するとともに、環境基準等の設定など適切な対策を実施していただく必要があります。

嘉手納飛行場周辺においては、米軍航空機の排気ガスに起因すると考えられる悪臭により、気分不良、頭痛等の訴えがあり、生活環境や健康への影響が懸念されていることから、悪臭の原因及び実態を把握するための調査や健康への影響調査を行い、その結果を公表していただく必要があります。

悪臭防止対策としては、排気ガスによる悪臭の主な原因と考えられるE-3早期警戒管制機の駐機場を移転させる等、有効な防止対策を実施していただく必要があります。

米軍基地内の事務所、商業施設、住居等から排出される廃棄物は、米軍と契約した県内の民間廃棄物処理業者が収集し、同事業者の事業所において可燃物、不燃物、資源化物等に分別した後、リサイクル及

び焼却処分等しております。

県内にはこのような米軍基地廃棄物の処理に対応できる民間事業者は少なく、処理の停滞が生じていることから、米軍自らによる可燃物、不燃物、資源化物等の分別、焼却処理の実施や民間業者を活用した処理体制の構築等、適正処理が円滑に行われるよう努める必要があります。

米軍基地返還跡地の建物等で確認されたPCB廃棄物は、政府（沖縄防衛局）が保管、処理しています。

一方、供用中の米軍施設及び区域内のPCB廃棄物は米国政府の責任で処理する必要がありますが、沖縄防衛局が処理した事例が見られるものの、今後米国政府によるPCB廃棄物の計画的な処理が行われない場合、基地返還の際にPCB廃棄物が放置されたまま返還されることが懸念されます。

我が国のPCB特措法では、PCB廃棄物の処理期限が定められているため処理期限が過ぎた後に返還跡地でPCB廃棄物が確認された場合、処分することができず、沖縄防衛局が保管し続けることになると思います。

つきましては、米軍施設・区域内のPCB廃棄物及び使用製品については、米国政府の責任で適切かつ計画的に処理するよう政府から求めていただく必要があります。

米軍基地内の排水等監視調査は、米軍基地からの環境汚染の未然防止を図ることを目的に、昭和55年度から国の委託事業として米軍基地内でも実施しておりましたが、平成26年度以降、当該調査は米軍基地内で実施することができておりません。

つきましては、排出先の河川や海域等の公共用水域の水質汚濁を防止し、県民の健康と生活環境の保全を図るため、米軍基地内での当該調査の再開を求めます。

平成29年10月の東村高江でのCH-53Eの不時着、炎上事故において、米軍により土壌汚染調査が実施されずに土壌が搬出されたことは、汚染の拡散につながりかねず、周辺住民の生活環境を含む環境へ影響を

及ぼす恐れがあります。

令和2年4月の普天間飛行場からPFOS等を含む泡消火薬剤が同飛行場外へ漏出した事故において、当事者である米軍や政府による除去作業は行われず、地元自治体や消防が対応することとなりました。

つきましては、今後航空機の不時着、炎上等の事故に際しては、現場で土壌汚染調査を実施し、調査結果を政府、沖縄県及び関係市町村と共有した上で、必要な対策を講じていただく必要があります。

また、提供施設外へ環境汚染物質等が漏出した際及びその可能性がある場合の調査やその除去に当たっては、当事者である米軍や政府の責任で対応すべきと考えておりますが、効果的に連携を図り、汚染の拡散を最小限のものにすることが重要であるため、米軍、政府及び地元の関係機関との連携体制を構築する必要があります。

なお、沖縄県及び関係市町村が米軍活動に起因して環境に影響を及ぼす可能性のある環境汚染物質等の漏出を懸念して環境調査を実施しており、原因者でない沖縄県及び関係市町村が環境調査等の費用を負担していることから、その経費については、政府の責任で財政措置していただく必要があります。

在日米軍による環境保護及び安全のための取組は、JEGSに従って行われることとされていますが、その運用状況について実態が不明であることから、定期的な公表を米軍に求める必要があります。

## 10 米軍の演習等に伴う事故等の防止及び安全管理の徹底について

### 要 望

- (1) 米軍機は、学校や病院等の上空を飛行しないこと。
- (2) 訓練・演習の具体的な内容の事前公表及び事故発生時の速やかな通報並びに事故調査結果及び環境調査結果の速やかな公開を行うこと。
- (3) 米軍演習のあり方を見直し、事故の原因究明、安全管理の徹底など、事故防止を担保する措置を継続的に実施すること。
- (4) 事故等が発生した場合の対応として、政府、米軍及び沖縄県を構成員とする新たな協議会を設置すること。
- (5) 那覇港湾施設等の航空機の運用を使用主目的としない施設においては、航空機の運用を一切行わない等、「5.15メモ」を厳格に運用するとともに、地域住民に与える影響が大きい米軍の運用については、基地の提供責任者である政府において迅速かつ正確な把握に努め、関係市町村に速やかに情報を提供すること。

### 説 明

沖縄県は、これまで累次にわたり、関係機関に対し、米軍の演習等に伴う事故等の再発防止や安全管理の徹底等を強く申し入れてきましたが、現在も演習関係の事故等は跡を絶たない状況が続いております。

令和7年5月には、米海兵隊のUH-1ヘリコプターから発火性のある信号炎管など遭難時使用備品を搭載した重さ18キログラムのアクセサリ・ギア・バッグが、令和5年12月には、米空軍のF-35A戦闘機から縦約30センチメートル、横約45センチメートル、重さ約900グラムのパネルが落下する事故が発生しております。

過去には、平成29年に普天間第二小学校に窓枠が、令和元年に浦西中学校に部品が落下しており、緑ヶ丘保育園の事案もあったことから、県民に大きな不安を与えるものであります。

特に学校において児童生徒の安全を脅かすようなことは断じてあってはならないことでもあります。

児童生徒、ひいては県民の安心・安全を確保するためにも米軍は、

日米間の飛行に関する協定に従い、学校や病院等の上空の飛行を避けるべきであります。

その他、航空機関連事故は、平成28年12月の名護市安部沿岸でのMV-22オスプレイの墜落事故、平成29年10月の東村高江でのCH-53Eの不時着、炎上事故、平成30年6月の沖縄近海でのF-15戦闘機墜落事故、同年11月のF/A-18戦闘機墜落事故、令和6年11月に発生した国頭村でのUH-1ヘリコプターの不時着等を含め、復帰後令和7年12月末までに946件（うち墜落事故が49件）発生しております。

また、実弾を使用した射撃・砲撃訓練や爆破訓練等については、平成29年4月に恩納村で、平成30年6月に名護市で流弾による事故が発生したほか、復帰後令和7年12月末までに695件の山林・原野火災が発生しております。

それ以外の訓練・演習についても、投下した重量物の提供区域外への落下（令和7年1月・伊江村）、米兵の提供区域外へのパラシュート降下（平成29年1月、平成30年4月、平成31年4月、令和3年9月、令和4年6月、令和6年1月・伊江村）、つり下げ訓練でのタイヤ落下（平成29年3月・金武町）、CH-53Eヘリコプターからの物資投下（令和2年2月・読谷村）やコンテナ落下（令和3年7月・渡名喜村）、MV-22オスプレイの飛行訓練中における部品落下（令和3年8月）、水筒の落下（令和3年11月・宜野湾市）などが発生しております。

訓練・演習の実施にあたっては、沖縄防衛局を通じ文書で事前に通報が行われておりますが、その中には重量物投下訓練の実施など、訓練・演習の内容や、実施時間等の詳細な情報は記載されておらず、また、事故発生後の事故調査結果や環境調査結果に関しても、情報公開までに時間を要する上に十分な内容が公開されていないため、住民は大きな不安を抱えております。

また、住宅地域に隣接するヘリコプター着陸帯での訓練、民間地上空や民間地域周辺でのつり下げ訓練等の危険な訓練は、周辺住民を危険にさらすこととなるだけでなく、地域住民の生活環境に大きな影響を及ぼしています。加えて、県民に水を供給するダム上空等での訓練は、万が一事故等が発生した場合、県民の水源を汚染するおそれがあ

ります。

さらに、平成28年にAV-8ハリヤーやMV-22オスプレイが、平成30年にF-15戦闘機やF/A-18戦闘攻撃機が相次いで墜落事故を起こし、十分な説明がないまま同機種の飛行及び訓練が再開されるなど、事故等が発生した際の政府や米軍の対応に県民の不信感も高まっております。

つきましては、演習・訓練の具体的内容の事前公表、事故等発生時の速やかな通報及び事故調査結果の速やかな公開とともに、住宅地上空での飛行訓練の中止、住宅地域に隣接する着陸帯の使用中止、ダム上空での飛行訓練中止等を含め、米軍演習のあり方を見直し、事故等の原因究明及び安全管理の徹底など、事故防止に向けて実効性のある措置を実施していただく必要があります。

加えて、提供施設外で環境に影響を及ぼすような事故等が発生した場合、調査前の土壌の掘削、運搬など、汚染の拡散を招くおそれのある行為を実施しないよう米軍に求める必要があります。

また、県民の安全・安心を確保し、事故等に対する懸念や不安を払拭するため、沖縄県が平成29年2月9日に要請した政府、米軍及び沖縄県を構成員とする新たな協議会の設置等の実現に向けて取り組んでいただく必要があります。

米海兵隊は、令和4年2月、那覇港湾施設においてオスプレイ等を離着陸させる訓練等を実施するとともに、令和3年11月から令和5年3月にかけて、船舶輸送のため、同施設においてオスプレイ等が離着陸しております。

政府は、同施設にオスプレイ等が飛来したことについて、いわゆる「5.15メモ」の使用主目的に沿ったものとの認識を示しております。

しかしながら、沖縄県としては、市街地に位置し、多くの民間機が離着陸する那覇空港に近接している同施設において、復帰後ほとんど行われてこなかったこのような運用が行われることは、県民に新たな基地負担を強いるものであり断じて容認できません。

つきましては、那覇港湾施設等の航空機の運用を使用主目的としない施設においては、航空機の運用を一切行わない等、「5.15メモ」を

厳格に運用するとともに、地域住民に与える影響が大きい米軍の運用については、基地の提供責任者である政府においては迅速かつ正確な把握に努め、関係市町村に速やかに情報を提供していただく必要があります。

## 11 嘉手納飛行場等におけるパラシュート降下訓練について

### 要 望

嘉手納飛行場及び津堅島訓練場水域においてパラシュート降下訓練を実施させないこと。

### 説 明

読谷補助飛行場で行われていたパラシュート降下訓練については、SACO最終報告に基づき平成11年10月に日米合同委員会において伊江島補助飛行場への移転が合意されたにもかかわらず、その後、平成19年に、小規模である、定期的でない、訓練を行う喫緊の必要がある、悪天候等の制約により伊江島補助飛行場で訓練を行えないという4要件からなる「例外的な場合」に限り、嘉手納飛行場を使用することが同委員会で確認されました。

沖縄県としては、パラシュート降下訓練は、県民の基地負担の軽減を図るというSACO最終報告の趣旨に沿って厳格に運用されるべきであると考えており、米軍が、令和5年12月以降、伊江島補助飛行場の滑走路の不具合を理由に嘉手納飛行場で同訓練を繰り返し実施したことから、嘉手納飛行場で同訓練を実施しないこと等を日米両政府及び米軍に強く要請してきたところです。

伊江島補助飛行場の滑走路の整備が完了し、昨年12月15日以降大型固定翼機の運用が再開されました。

これによりパラシュート降下訓練は同補助飛行場又は県外・国外で実施されるべき状況にありますが、米軍から、運用上必要な場合は嘉手納飛行場で引き続き訓練を実施する旨の説明があったとの報道がなされております。

また、嘉手納飛行場におけるパラシュート降下訓練については、昨年9月26日から12月12日までの2か月余りの間に5回も訓練が行われるなど、例外的要件に該当するとは到底考えられないものであります。

沖縄県としては、原則として、嘉手納飛行場において同訓練を実施してはならないにもかかわらず、「例外的な場合」に該当しない状況でも、安易に同訓練が実施されているのではないかと強く懸念してお

ります。

政府においては、県民の基地負担の軽減を図るというSACO最終報告の原点に立ち返っていただき、米軍に対し、今後嘉手納飛行場において同訓練を実施しないよう強く働きかけていただく必要があります。

また、津堅島訓練場水域におけるパラシュート降下訓練についても、同水域が定期船や漁船等が航行する水域となっており周辺住民をはじめ県民に大きな不安を与えていることから、実施しないよう米軍と協議するよう要望します。

## 12 訓練水域・空域の削減等について

### 要 望

- (1) 沖縄本島周辺の訓練水域・空域について、大幅な削減を行うとともに、臨時訓練空域の有無や使用実態を明らかにすること。
- (2) ホテル・ホテル訓練区域の操業制限解除対象となる区域、対象漁業を拡大すること。
- (3) 鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場を返還すること。
- (4) 安全で安心な水道水を安定的に供給する観点から、福地ダム、新川ダム及び漢那ダムについて米軍による共同使用を解除すること。

### 説 明

沖縄本島の周辺では、27か所の訓練水域と20か所の訓練空域が米軍に提供されており、訓練水域の面積は5万5千平方キロメートルで日本全体の訓練水域の実に約71パーセントが沖縄本島周辺に存在しています。

また、訓練空域は約9万5千平方キロメートルに及び北海道の面積の約1.1倍に相当する広大なものであり、伊江島においては、空港の運航再開に大きな影響を与えております。

さらに、訓練空域に加え、近年、「アルトラブ」と呼ばれる米軍の臨時訓練空域が新たに設定され、実質的に訓練空域が拡大していることが指摘されています。

例えば、普天間飛行場から岩国飛行場へ移転されたKC-130空中給油機は、岩国周辺に十分な訓練場所がないため、結局沖縄に戻って訓練を行っていると言われてるように、外来機の多くは沖縄近海に存在する広大な訓練水域・空域における訓練のために飛来していると考えられます。

これらのことから、沖縄周辺の訓練水域・空域の大幅な削減を行うとともに、臨時訓練空域の有無や使用実態を明らかにする必要があります。

加えて、米軍機が嘉手納飛行場及び普天間飛行場に優先的に着陸するため、「アライバル・セクター」と言われる米軍優先空域が設定さ

れており、那覇空港に離着陸する民間機の飛行高度が1,200フィート（約360メートル）以下の低高度に制限される管制業務上の措置が執られているとのことであります。

今後、増大する航空需要への対応や航空交通の安全性や安定性を確保するため、沖縄周辺空域の航空管制の見直しや航空ルートの特大、伊江島空港における定期便の運航等に向けた弾力的な運用を検討する必要があると考えております。

ホテル・ホテル訓練区域及びその周辺のうち、沖縄本島に近接した海域は、カツオやマグロ、ソデイカの好漁場であります。

また、同訓練区域には、那覇と南北両大東島間の航空路及び海上交通路が近接しており、生活航路の安全確保の観点からも懸念があります。

平成26年7月には、マグロ延縄漁業等の操業に関し、同区域の一部における使用制限の一部解除が日米合同委員会合意のもと実行されておりますが、解除対象となる水域範囲が狭いことや、浮魚礁漁業やソデイカ漁業の操業が引き続き認められてないことから、解除対象区域及び漁業種類の拡大を求めます。

鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場周辺の海域については、浮魚礁漁業が盛んであるとともに、もずく養殖場が隣接しております。

沖縄県周辺海域には、日米地位協定に基づく広大な米軍提供水域が設定され、漁場が制限されているとともに、漁場間の移動に大きな制約を受けております。

平成20年4月には鳥島射爆撃場の訓練水域外において米海兵隊所属機による爆弾の誤投下事故が発生するなど、漁船の安全操業がおびやかされております。

特に、鳥島射爆撃場については、長年の実弾射爆撃訓練により、島としての形状を失いつつあり、我が国の領土保全上、重大な問題であります。

つきましては、漁船の安全操業、漁場環境、我が国の領土を保全するため、鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場の返還を求めます。

日米地位協定第2条第4項(b)の規定により米軍の使用が可能となっている北部訓練場内の福地ダム、新川ダムやキャンプ・ハンセンに所在する漢那ダムについては、県民の日常生活を維持する上で欠かすことができない重要な水源です。

これらのダムでは昭和63年以降、訓練は行われていませんが、水源となっているダムで米軍が訓練を行うことは、県民に不安を与えます。

安全で安心な水道水を安定的に供給する観点から、これらダムについて米軍による共同使用の解除を求めます。

## 13 米軍施設・区域の有効かつ適切な跡地利用に関する必要な措置等について

### 要 望

- (1) 返還前の早い段階から掘削を伴う立入調査の実施を可能とすること。
- (2) 跡地利用推進法に基づき、政府による徹底した支障除去措置を講ずること。  
また、返還予定区域に存在する可能性のある跡地利用推進法に定めのない化学物質等について、環境調査及び支障除去の対象物質とすること。
- (3) インダストリアル・コリドー南側部分の早期返還を実現すること。
- (4) 公共事業の実施に伴う駐留軍用地の一部返還等を迅速に行うとともに、返還前の現地調査と工事着手について配慮すること。
- (5) 北部訓練場の返還跡地における制限空域を速やかに解除すること。

### 説 明

返還される駐留軍用地については、良好な生活環境の確保、新たな産業の振興、交通体系の整備、自然環境の保全・再生など、沖縄の発展のための貴重な空間として、有効、かつ、適切な跡地利用を図る必要があります。

跡地利用の推進に向けては、早期に跡地利用計画を策定することが重要であり、その計画策定に向けては、返還前の早い段階から掘削を伴う立入調査（文化財調査、自然環境調査等）を行う必要があります。

跡地利用推進法では、国は、返還が合意された駐留軍用地の区域の全部について、駐留軍の行為に起因するものに限らず、所有者等に土地を引き渡す前に、土壌汚染等の支障除去措置を講ずることが規定されております。

しかしながら、平成29年12月に返還された北部訓練場跡地におい

て、廃タイヤ等の廃棄物が確認されていることから、返還に際しては徹底した支障除去を実施していただく必要があります。

米軍基地内では、跡地利用推進法の調査項目となっていない化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に規定する第一種特定化学物質等や基地特有の化学物質が使われている可能性があり、国内の一般地域では想定されない土壌汚染が生ずることが懸念されるため、これらの化学物質等についても跡地利用推進法の調査項目とし、政府による徹底した支障除去措置を講ずる必要があります。

また、周辺住民も対象とした環境対策に係る住民参画を図っていただく必要があります。

また、既に返還された跡地についても、跡地利用推進法の趣旨を踏まえ、政府の責任において適切な措置を講ずる必要があります。

なお、支障除去を講ずるにあたり、駐留軍用地跡地及びその周辺の自然環境の保全が図られるよう、自然環境調査の実施及び調査結果を踏まえた保全措置が必要であります。

平成27年3月に返還された西普天間住宅地区跡地については、政府、沖縄県、宜野湾市、同市地主会、琉球大学等の関係者が連携しながら、「沖縄健康医療拠点」の形成を目指すこととしており、政府の積極的な支援が必要であります。

そこで、同跡地に隣接するインダストリアル・コリドー南側部分については、国道58号へのアクセス道路を整備するため、平成27年12月に共同使用が日米合同委員会で合意されたところですが、拠点形成に向けては、同跡地との一体的な土地利用が不可欠であり、同南側部分の早期返還が併せて必要であります。

沖縄県においては、道路、河川等を整備する公共事業を実施する上で、米軍施設・区域の一部返還又は共同使用が必要となる場合がありますが、そのための協議が進展しないため、長年にわたり公共事業が滞る事例が多く発生しています。

公共事業を推進するための米軍施設・区域の一部返還又は共同使用は、迅速、かつ、着実になされる必要があります。返還等されるまでの間においても、現地調査又は工事の実施が可能な場所については、早期

に現地調査又は工事を実施できるよう、配慮していただく必要があります。

また、米軍施設・区域内の2級河川については、浸水被害を防止するため、浚渫等による適切な維持管理を実施していただく必要があります。

加えて、平成28年12月に返還された北部訓練場の返還跡地上空について、訓練空域は変更されましたが、制限空域は、過半の返還から9年以上が経過してもなお変更されていないことから、速やかに制限空域の変更を行っていただく必要があります。

## 14 安保関連三文書の改定に伴う自衛隊の配備及び運用について

### 要 望

- (1) 安保関連三文書と防衛予算増額に係る経緯及び内容について国政の場で十分に議論を深めるとともに、沖縄県に関連する可能性がある事項等について、地元の十分な理解が得られるよう、事前に丁寧に説明を行うこと。
- (2) 相手の領域において、我が国が有効な反撃を加えることを可能とする反撃能力を有する装備の沖縄県への配備は行わないこと。
- (3) 今後、沖縄県における自衛隊の配備は、在沖米軍基地の整理・縮小とあわせて検討すること。
- (4) 地元を与える影響が大きい自衛隊の運用については、速やかに沖縄県、関係市町村及び住民に情報を提供するとともに、地元が意見表明ができるよう、必要な協議を行うこと。

### 説 明

アジア太平洋地域の安全保障環境は複雑さを増しているものと認識しておりますが、このような中、政府において、安保関連三文書の改定及び防衛予算増額等の検討が進められています。

沖縄県としては、現行の安保関連三文書の進捗、課題に関する十分な説明や、地元へ与える影響、地元の意見を踏まえた丁寧な議論がなされないまま、前倒しありきで改定に向けた作業が進められることを懸念しております。

自衛隊の配備については、我が国の安全保障や地域の振興、住民生活への影響を巡って様々な意見があるものと承知しております。

令和7年8月、防衛省は長射程ミサイルである12式地对艦誘導弾能力向上型の地上発射型について、令和7年度及び令和8年度に熊本県の健軍駐屯地に、令和9年度に静岡県富士駐屯地に配備を行うこと等を発表しました。

また、令和7年10月の日米防衛相会談において、両閣僚は、日米同盟の抑止力・対処力の一層の強化のため、より高度かつ実践的な共同

訓練の各地、特に南西地域での拡充を含め、同盟の最優先事項の一つとして取り組むことを確認したとしております。

沖縄県としては、米軍の機能や規模が縮小されないまま自衛隊の配備拡張が進められることは、沖縄の基地負担の増加につながることから、負担軽減は、米軍と自衛隊を併せて検討される必要があると考えております。

米軍基地が集中していることに加え、自衛隊の急激な配備拡張及び日米共同訓練の増加等による抑止力の強化がかえって地域の緊張を高め、不測の事態が生ずることを懸念しており、ましてや沖縄が攻撃目標となることは、決してあってはならないと考えております。

沖縄県としては、引き続き、安保関連三文書の沖縄関連の記述等について地元への丁寧な説明を行うことや、反撃能力を有する装備の沖縄県への配備は行わないこと、地元への影響が大きい自衛隊の運用については、地元が意見表明できるよう必要な協議を行うこと等を求めます。

## 15 アジアにおける緊張緩和と信頼醸成、尖閣諸島を巡る問題等について

### 要 望

- (1) アジア太平洋地域におけるさらなる発展と安定を維持するために、平和的な外交・対話を通じた緊張緩和と信頼醸成に努めること。
- (2) 尖閣諸島を巡る問題について、同諸島が、歴史的にも国際法上も日本固有の領土であることを国際社会へ明確に示すとともに、同諸島周辺の領海・排他的経済水域における安全確保等について、海上保安庁の巡視船による現場海域での冷静かつ毅然とした対応を継続し、更なる海上保安体制の強化等の適切な措置を講ずること。併せて、日中関係の改善に向け、平成26年に両国間で確認された「日中関係改善に向けた話し合い」の合意事項を尊重し、冷静かつ平和的な外交・対話によって、中国との関係改善を図ること。
- (3) アジア太平洋地域における沖縄県の平和・地域外交に関する取組を支援すること。

### 説 明

沖縄県は、東アジアの情勢はより一層複雑さを増しているものと認識しております。一方で、アジア各国の経済成長と所得向上を背景に沖縄には多くの観光客が訪れるなど、経済的なつながりは強くなっております。

高市総理による存立危機事態に関する発言以降、中国から沖縄への航空便の一部欠航やクルーズ船、団体旅行等の一部キャンセルが出ていると承知しております。政府においては、早期の関係改善に向けて取り組んでいただきますようお願いいたします。

また、アジア太平洋地域における更なる発展と安定を維持するために、政府は、抑止力の強化だけでなく、冷静かつ平和的な外交・対話を通じた緊張緩和と信頼醸成を促進することを目指すべきであります。

そして、政府は、アジア太平洋地域におけるインドやオーストラリアといったいわゆるミドルパワー諸国との連携を通じて、米中対立緩

和の道を模索するとともに、米国のプレゼンスを地域全体で支えるという視点を持つべきであります。

平成24年9月の政府による尖閣諸島国有化以降、中国海警船等が接続水域の航行や領海侵入を繰り返しております。

令和7年の1年間で中国海警船による接続水域への航行日数は357日と尖閣諸島の国有化以降で過去最多を記録しており、令和7年3月には、92時間8分に渡って領海侵入を続ける事案も発生し、最長の記録となっております。

また、令和2年5月以降、領海内で中国海警船が県内漁船を追尾し、地域漁業者に大きな脅威を与える事態が頻繁に発生しております。

さらに、令和3年2月1日には、曖昧な適用海域や武器使用権限など、国際法との整合性の観点から問題がある規定を含む中国海警法が施行され、漁業者に更なる脅威を与える状況となっております。

このように、尖閣諸島周辺海域においては、我が国の領土主権を侵害しかねない行為が頻繁に起こっており、県民、特に宮古、八重山地域の住民に不安を与えております。

このため、沖縄県は、これまでも我が国の漁船の安全操業の確保に向けた体制の強化、違法操業を行う外国漁船に対する取締りの徹底について、繰り返し政府に要請しているところです。

昨年10月の日中首脳会談においては、高市総理大臣が深刻な懸念を表明するとともに、「建設的かつ安定的な日中関係」の構築という大きな方向性が確認されております。

平成26年には、日中間で尖閣諸島を巡る問題について「対話と協議を通じて、情勢の悪化を防ぐとともに、危機管理メカニズムを構築し、不測の事態の発生を回避すること」などを内容とした「日中関係改善に向けた話し合い」の合意事項が確認されております。

政府においては、引き続き、冷静かつ平和的な外交・対話を通じて日中関係の改善を図ること等とともに、昨今の尖閣諸島周辺海域を巡る状況により、県民に不安を与えることのないよう、同諸島周辺の領海・排他的経済水域における安全確保及び同諸島の平穏かつ安定的な

維持管理について、適切な措置を講じていただく必要があります。

沖縄は、日本本土、中国、朝鮮半島、台湾、東南アジアの中央に位置するという地理的特性を生かし、琉球王国時代はこれらの国々との交易を通して、人と文化の懸け橋、すなわち「万国津梁」となることを目指していました。

沖縄県は、これまでの歴史や地理的特性を生かすことによって軍事面での安全保障ではなく、幅広い分野において我が国とアジア太平洋地域との交流や信頼関係の構築など積極的な役割を担うことができると確信しております。

このため、沖縄県では、令和6年4月に平和・地域外交推進課を新設し、これまでの交流に加え、北東アジア地域自治体連合（NEAR）への参加や、中国福建省、韓国済州特別自治道などの海外自治体との関係構築等に取り組んでおります。

今後は、広島・長崎との連携を深めるとともに、地域の安全保障や軍縮、海洋問題、災害支援、「人間の安全保障」（環境や医療、人権問題等）についても、国内外有識者等による会議やシンポジウムの開催を通して対話の創出や、戦後90年、100年を見据えた長期的な視点で世界の恒久平和に貢献していただくために「国際平和研究機構（仮称）」の創設に向けて取り組んでまいります。

加えて、安保関連三文書の改定に伴い、高市首相が非核三原則の見直しを検討しているとの情報があると承知しております。

世界で唯一の戦争被爆国である日本としては、平和を脅かすあらゆる核兵器の廃絶に向け、国際社会を主導する役割を果たすべきであり、沖縄県としては、世界の恒久平和に貢献するため、グローバル・アライアンスに参加するなど、広島や長崎と連携し、国際社会に向けて核軍縮及び核兵器廃絶を訴えていくこととしております。

政府においては、引き続き「非核三原則」を堅持するとともに、人類を破滅に導く全ての核兵器の廃絶に向けて取り組んでいくことを求めます。

米中対立の長期化に伴い、アジア太平洋地域において信頼醸成ネットワークを構築することは、日本にとって喫緊の課題であると認識しております。沖縄を地域の信頼醸成ネットワークのハブとすること

は、日本全体にとっても経済と安全保障の両面で大きなメリットがあると考えております。

政府においては、沖縄が「アジア太平洋における地域協力ネットワークのハブ（結節点）」となるよう、国際会議の共催など積極的な支援を行っていただきたいと考えております。

## 16 不発弾処理における負担の軽減について

### 要 望

- (1) 沖縄県における不発弾処理事業の対象区域を海域にも広げるとともに、政府と地元の役割分担を全般的に見直し、今後は、国直轄の事業とすることで、不発弾処理の充実強化及び早期処理を図ること。
- (2) 自衛隊の一時保管のために沖縄県が維持・管理している不発弾保管庫については、政府が引き取り、その責任のもとで直接維持・管理すること。
- (3) 不発弾処理に係る経費にも関わらず、特殊な処理壕構築やそれに伴う住宅影響調査など国庫補助対象外となっている経費について、地元自治体の負担とならないよう補助対象事業の拡大や補助メニューを追加すること。
- (4) 沖縄県の公共工事及び民間工事における不発弾探査費用については、全額を国庫負担とすること。

### 説 明

沖縄は、先の大戦において、国内で最大の地上戦が行われた地であり、未だに多量に残された不発弾処理の問題を抱えております。

沖縄県の不発弾処理量は最近10年間の年平均で約17トン、全国の約44パーセントを占めており、今なお処理されていない不発弾が数多く残されております。

このような中、沖縄県の不発弾処理においては、不発弾の探査・発掘や回収不発弾の一時保管、及び住民避難など多くの関係業務を沖縄県や市町村が担っております。

不発弾の処理は、県民の生命・財産を守り、また、沖縄県の振興を図る上で急を要しますが、一方では、厳しい行財政下にある沖縄県や市町村及び県民にとって大きな負担となっております。

沖縄県の不発弾の早期処理を図り、処理に伴う地元負担の軽減を図るためには、引き続き戦後処理の一環として政府の責任において積極的な対策を講ずる必要があります。

